

# 松木飯塚 税務情報

No. 53

平成30年度税制改正の大綱が閣議決定—

相続税小規模宅地特例は「家なき子」と貸付事業に厳しく  
高額給与所得増税・一般社団法人の相続税課税、法人化規制

松木飯塚税理士法人 / 代表税理士松木慎一郎・飯塚美幸  
〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目3番10号 元赤坂レジデンス1910号  
TEL. 03 (5413) 6511(代) FAX. 03 (5413) 6512  
URL <http://www.mi-cpta.com> E-MAIL [info@mi-cpta.com](mailto:info@mi-cpta.com)

## ■大緩和！自社株贈与相続の納税猶予制度

既存の事業承継税制と並行して新制度が走り  
ります。

平成30年1月1日から10年間に限り、自社株  
の贈与・相続について納税猶予制度を拡充。適用  
対象株式数は発行済株式総数の100%（現行、相  
続税は2/3までの80%）で、猶予税額も100%に  
なります。従業員継続雇用不備でも認定経営革  
新等支援機関の証明を条件に猶予継続です。

平成35年3月31日までに特例承継計画を都  
道府県に提出しておき、この10年間で贈与の特  
例を受けておけば、例え15年後に相続が発生し  
てもこの特例の元で今度は相続税の納税猶予が  
受けられます。

その権利を得るためにも、代替わりを想定す  
る事業会社は、今後10年間での自社株贈与を積  
極的に検討した方がよいでしょう。

資産会社も従業員5人以上で適用可能でした  
が、会計検査院で問題視されていますから、バー  
ターで規制が入るかも知れません。

## ■一般社団法人も頭割りで相続税納税

出資持分がないため、財産を持たせても相続  
税課税対象外とされてきた一般社団・財団法人。  
その課税チャンス喪失を食い止めようと、平成  
30年4月1日以後の相続に規制が入ります。

①相続開始直前に3親等内の同族役員が過半  
数、②相続開始5年以内に同族役員が過半数の  
期間合計が3年以上の一般社団法人や一般財団  
法人を「特定一般社団法人等」（以下「一社」とし  
て、相続税の納税義務者にします。

課税されるのは、一社の理事・相続開始前5年  
以内に理事だった人が死亡した場合、「一社の純  
資産額÷同族理事数」を一社が取得したとみな  
して一社に相続税を課します。過去の贈与税額  
は控除されます。平成30年3月末以前設立の一  
社は平成33年4月1日以後相続に適用し、平成  
30年3月末以前は過半数期間に算入しません。

従来の資本・出資や議決権の理論を超越した  
課税方式ですから、①なぜ資産の帰属先が社員

平成30年度税制改正の大綱が平成29年12月  
22日に閣議決定されました。絶対多数の与党の  
もと、増税も節税規制も、このまま通ります。

米国では12月20日、トランプ大型減税決定。  
法人税率35%→21%へ、連邦州税合わせても  
27%、所得税・相続税全面減税を決定しています。

対して日本は下げた法人税が29.74%。相続税  
所得税とも増税で世界最高税率国に。北風財務  
省が頑張っ、太陽に勝てるのでしょうか。

## 相続・贈与税制

### ■貸付事業用の小規模宅地5割減に3年縛り

貸していた宅地200㎡まで5割減額するのが  
相続税の小規模宅地の貸付事業用特例です。

3億円のタワーマンションを買って賃貸すれ  
ば相続税評価額2億円に、小規模宅地特例で  
50%減の1億円に、というタワマン節税。平成  
29年に規制しようとしたが、固定資産税改  
正では総務省の肩すかし。

そこで、平成30年4月以後は、小規模宅地特  
例の貸付事業用宅地の要件を、相続開始3年以  
内貸付開始宅地を除外し、ドタンバで高路線価  
地の貸付を始める節税を規制します。

ただし、3年超前から事業的規模の場合や、平  
成30年3月31日前からの貸付地は規制外です。

### ■「家なき子」8割減は、同族所有家屋ではダメ

亡くなった人の居住用土地330㎡まで8割減  
の小規模宅地の特例。対象は①配偶者取得、②同  
居親族取得、③3年以前から持ち家に住んでい  
ない「家なき子」、④生計一親族居住地です。

親から贈与を受けて持ち家を買ってしまった  
子が、持ち家を時価で親に売って、不動産は相続  
税評価、親は未払金債務控除、相続する子は「家  
なき子」として実家を取得し小規模宅地8割減  
できる、という「節税」が流行っていたとか。

そこで、平成30年4月1日以後は、相続開始前  
3年以内に、従来のように自分・配偶者だけでな  
く、①3親等以内の親族・同族法人の所有家屋に  
居住したことがある場合、②相続開始時過去の  
持ち家に居住していた場合を対象外とします。

でなく理事なのか、議決権数に比例させるのか、②資産の贈与者が理事でない場合はどうか、③贈与ではなく譲渡で一社に資産を移転した場合も同様か、④親族以外が 49%でも一社を相続税の納税義務者として死亡した理事の相続資産を開示してしまうのか、等々、疑問は尽きません。2月までに提出される改正法案を待ちましょう。

### ■ 美術品の納税猶予制度の創設

重要文化財・登録有形文化財指定の美術品を博物館に長期寄託した場合には、取得相続人の相続税額を80%減額して計算した相続税額差額をその相続人の死亡時まで納税猶予します。

### ■ 未登記相次相続の登録免許税免除

相続土地の移転登記前に取得相続人が死亡したときは、平成33年3月31日までは未登記一次相続の登録免許税を免除します。

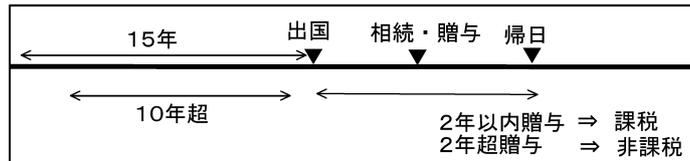
### ■ 農地の納税猶予制度の見直し

三大都市圏特定市以外の地域の生産緑地の納税猶予制度の営農継続要件を現行の20年から終身とする一方、納税猶予適用生産緑地として政策に基づく貸付農地を認めます。また、特定生産緑地指定の延長されない生産緑地にも現適用分は猶予を継続します。

### ■ 外国人の出国後の外国財産相続贈与は非課税

平成29年改正で10年超在日外国籍者が出国後5年以内は国外財産も課税されることに。

これは酷だと、15年以内に10年超在日外国人同士の国外財産相続は非課税に。贈与は出国後2年以内に帰日した場合を除き、非課税とします。



## 所得税制

基礎控除等所得税の基本、平成7年以降の大改正は平成32年分所得税、33年住民税からです。

### ■ 基礎控除非課税 38万円→48万円に

合計所得2,400万円超漸減し、2,500万円で消失です。同時に、配偶者控除・扶養控除所得要件も38万円→48万円に引き上げます。

### ■ 給与所得控除引下げ、法人化効果減に

給与所得の非課税枠を一律10万円引下げ、総額850万円超は195万円です。頭打ちとします。

ただし、特別障害者や23歳未満扶養親族がいる場合は負担増が生じないこととされます。

### ■ 公的年金控除の非課税枠も10万円引下げ

合計所得金額が1千万円超の場合も、更に10万円(2千万円超は20万円)引き下げます。

### ■ 青色申告特別控除 65万円→55万円

電子記録で帳簿保存又はe-Tax申告すれば7.5万円超は65万円控除します。アメとムチです。

### ■ 居住用財産の買換え特例は築25年以内に

非耐火既存住宅が買換え資産の場合、築25年以内又は耐震要件を付加します。買換え後工事も可。

その他居住用財産譲渡関連特例を平成31年12月31日まで延長します。

### ■ 森林環境税 1,000円/人は住民税と合算徴収

平成36年度から徴収される国税です。国民全員が負担する税金は先に決めて、忘れた頃課税、という政府お得意の増税制度化です。

## 法人税制

### ■ 組織再編税制の見直し

#### ① スピンオフ円滑化のための要件時期の緩和

事業継続など税制適格要件を満たして、①事業部門をスピンオフする場合の分割型分割、②完全子会社をスピンオフする場合の現物分配については、適格分割等の要件を満たすことを前提に、スピンオフ会社への譲渡損益や株主配当の課税を繰り延べますが、この適格分割の判定を、適格株式分配直前までとします。

#### ② 従業者従事要件及び事業継続要件の緩和

直接合併等法人に80%以上の従業者等が引き継がなくても、当初の組織再編成の後に完全支配関係がある法人間で従業者又は事業を移転することが見込まれている場合には、当初の組織再編成の適格要件のうち従業者従事要件及び事業継続要件を満たすこととします。

陸王のフェリックスがこはぜ屋を吸収合併しても事業・従業員は子会社に、が可能とされます。

### ■ 所得拡大促進税制その他

デフレ脱却へと所得拡大・投資減税を行います。ただし大企業がベースアップしない場合等は諸租特制度の税額控除等を適用させません。

## その他

### ■ 国際観光旅客税 1,000円/出国1回

平成31年1月7日以後の出国が対象です。

### ■ 平成30年評価替え固定資産税負担調整措置

条例を継続し商業地等条例減額を継続します。

## 検討事項その他

1. 事業承継税制の継続の見直し
2. 医療の消費税事業税は平成31年度に見直し
3. シングルマザー税制は平成31年度改正に
4. 民法の成年年齢引下げに合わせる見直し

### ■ 会計検査院報告で次に狙われるのは？

①相続税小規模宅地特例適用申告直後譲渡の問題、②多額の資本剰余金会社や資産保有会社が納税猶予対象となる問題が指摘されています。